	第五条又は第六条（これらの規定を附則第三条において準用する場合を含む。）の同意の文書		
規則一一―一〇（職員の降給）	第八条の説明書の写し	勤務延長を行う場合の職員の同意の文書 勤務延長の期限を延長する場合の職員の同意の文書 勤務延長の期限を繰り上げる場合の職員の同意の文書	法第八十一条の七の規定による勤務が終了する日（第五条又は第六条の規定を附則第三条において準用する場合にあっては、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十八号）附則第三条第六項の規定による勤務が終了する日）に係る特定日以後三年
規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）	第十八条の通知の文書	各庁の長から人事院に提出される降給に係る処分説明書の写し 異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知の文書	三年
	第二十一条の説明書の写し	任命権者から人事院に提出される職員の意に反する降任に係る処分説明書の写し	廃棄
	第二十二条の報告の文書	異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況の報告の文書	
	第十五条の同意の文書	異動期間の延長等に係る職員の同意の文書	
規則一一―一二（定年退職者等の暫定再任用）	第十四条の報告の文書	前年度における暫定再任用の状況等の報告の文書	三年
	第四条の明示の文書の写し	暫定再任用をされることを希望する者への明示の文書の写し	廃棄
	第八条第二項の同意の文書	暫定再任用職員の任期を更新する場合の暫定再任用職員の同意の文書	

五　懲戒

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
法	第八十五条の承認に関する文書	懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間に同一事件について懲戒手続を進めることの人事院の承認の文書 当該承認の申請の文書	懲戒処分が行われる日又は懲戒処分を行わないことが決定される日に係る特定日以後三年	廃棄
規則一二―〇（職員の懲戒）	第六条の通知の文書	懲戒処分に係る他の任命権者に対する通知の文書	三年	廃棄
	第七条の説明書の写し	任命権者から人事院に提出される処分説明書の写し		
	第八条第二項の資料の写し	起訴状の写し 公判廷における傍聴記録の写し 職員の供述調書の写し 職員の自認書の写し 判決書の写し	懲戒処分が行われる日に係る特定日以後三年	

六　公平審査

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
法	第八十六条の要求の文書	行政措置要求書	判定が行われ、又は要求が却下され、若しくは取り下げられる日に係る特定日以後三年	廃棄
	第八十七条の判定の文書（写しを含む。）	勤務条件に関する行政措置の要求に係る判定書		
	第八十八条の勧告の文書（写しを含む。）	勤務条件に関する行政措置の要求に係る勧告書		